

審 査 基 準

平成19年 8 月 8 日作成

法 令 名：探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則
根 拠 条 項：第 4 条第 2 項
処 分 の 概 要：探偵業届出証明書の再交付
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：探偵業の業務の適正化に関する法律第 4 条第 3 項（探偵業届出証明書の交付）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：3 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：探偵業届出証明書の交付を受けた警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：